

## 香川県条例第8号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日。<u>以下「休日等」という。</u>）及び国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。））に所属する教育職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。以下同じ。）を命じないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(4週間単位の正規の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第7条 <u>教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）</u>は、教育職員について、4週間を平均して1週間の勤務時間が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において当該教育委員会規則で定める時間を超えて勤務させるよう正規の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第8条 <u>服務監督教育委員会は、教育職員のうち、公務の運営上の事情によ</u></p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。））に所属する教育職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。以下同じ。）を命じないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(教育職員の正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 <u>任命権者は、教育職員について、4週間を平均して1週間の勤務時間が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において当該教育委員会規則で定める時間を超えて勤務させるよう正規の勤務時間を割り振ることができる。</u></p>

り特別の形態によって勤務する必要がある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により服務監督教育委員会が定める義務教育諸学校等の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間等条例第3条第1項から第4項まで及び第4条の規定にかかわらず、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間（勤務時間等条例第3条第1項から第4項までの規定により定められた勤務時間をいう。以下同じ。）となるよう週休日及び正規の勤務時間を割り振る期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限るものとする。以下同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう正規の勤務時間を割り振らなければならない。

3 第1項の教育委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 第1項の規定による週休日及び正規の勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

(2) 対象期間及びその起算日

(3) 対象期間を設定することができる期間の範囲

(4) 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）及びその起算日

(5) 対象期間において正規の勤務時間を割り振る日（以下この条において「勤務日」という。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方

法によることができる。

- 5 服務監督教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定により区分された各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの正規の勤務時間の割振りを定めるものとする。
- 6 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）に定める措置を講ずるものとする。

（勤務することを要しない時間の指定）

第9条 服務監督教育委員会は、前条第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員の所属する義務教育諸学校等について、指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなった日又は講ずることができなくなる日が明らかとなった日以後において4週間を超えない期間につき1週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときには、当該教育職員に対して、前条第1項の規定により正規の勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日等を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員の当該期間における当該指定された時間を除く正規の勤務時間が通常の勤務時間となるようにするものとする。

- 2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた正規の勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、管理職手当を受ける教育職員以外の教育職員については、指定された勤務することを要しない時間における勤務は時間外勤務とみなし、当該時間に勤務することを当該教育職員に命ずるときは、第6条第2項各号に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむ

を得ない必要があるときに限るものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置)

第10条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき、服務監督教育委員会の定めるところにより行うものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置)

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日(勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)若しくは国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、任命権者が人事委員会に協議の上その業務が心身に著しい負担を与えるものと認める程度に及ぶとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日(勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)若しくは国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は</p>

中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下この号において「週休日等」という。）若しくは人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に行うもの

エ・オ 略

(2)～(7) 略

2 略

（管理職員特別勤務手当）

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは休日等又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下この号において「週休日等」という。）に行うもの

エ・オ 略

(2)～(7) 略

2 略

（管理職員特別勤務手当）

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

- 3 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第10条に規定する休日及び同条例第11条第1項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた日を除く。）、<u>公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第9条に規定する休日及び同条例第10条第1項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた日を除く。）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第9条第1項の規定により勤務することを要しないことを指定された時間並びに年次休暇並びに休職の期間</u></p>	<p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第10条に規定する休日及び同条例第11条第1項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた日を除く。）並びに年次休暇並びに休職の期間</p>

